

北海道告示第11016号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年7月19日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その23)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道経営発展支援事業</p> <p>農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者が実施する機械・施設や家畜導入等を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が北海道経営発展支援事業を行う場合又は市町村が北海道経営発展支援事業を行う新規就農者に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)経営発展支援事業 ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2)推進事業 ア 助成金の交付事業の実施に関する事務 イ 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動</p>	<p>(1)定額 (ただし、補助対象事業費の4分の3以内とし、補助対象事業費の上限額は500万円とする。)</p> <p>(2)定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	